## 【教職に関する科目について】

### 教員の資格（教職課程）について

中学校、高等学校の教員になるためには、教育職員免許法に定められた課程を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

本学で取得できる免許状：

「中学校教諭一種免許状（家庭）」（基礎資格『学士の学位を有すること。）

「高等学校教諭一種免許状（家庭）」（　　　同　上　　　）

教職に関する科目と各教科の科目を加えて成立するものであり、卒業要件が免許状取得の前提となるので、卒業が不可能な場合は教職の所定の単位を修得していても、免許状の申請はできない。

### 教職課程の履修方法について

上記の教職カリキュラム及び家政学専攻カリキュラム表の資格必修科目を履修し単位の修得と卒業要件を満たすことにより、「中学校教諭一種免許状（家庭）」「高等学校教諭一種免許状（家庭）」が取得できる。

教職科目履修ガイドを参照し、中学校教諭一種免許で必要な科目、また、高等学校教諭一種免許で必要な科目に漏れのないよう受講すること。

《中学校教諭一種免許状（家庭）のみに必要な必修科目》

「ボランティア活動A（介護等体験実習）」

実施学年：2年次後期（特殊学校）2日間

3年次後期（社会福祉施設）連続5日間

《高等学校教諭一種免許状（家庭）のみに必要な必修科目》

「家庭電気・機械及び情報処理」　開講学年：4年次前期

### 「介護等体験実習」について

義務教育が行われる学校（中学校）の教員免許を取得する場合、社会福祉施設（老人ホームや障害者療護施設など）と特別支援学校において、7日間の介護等体験が義務付けられている。体験の内容としては介護、介助のほか、障害者等の話し相手、散歩の付き添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった、障害者等と直接接するわけではないが、受入施設の職員に必要とされる業務の補助など、介護等の体験を行う者の知識・技能の程度、受入施設の種類、業務の内容、業務の状況等に応じ、幅広い体験が想定されている。

①介護等体験実習を履修するための条件は、以下の通りである。

- 専門科目のうち、教職免許必修科目について、原則としてすべて習得済みであること。
- 介護等体験実習（事前指導、事後指導を含む）に怠りなく出席した者。
- 学力及び適性が実習生として適性である学科・専攻において認めた者。

②実習期間の授業については、欠席扱いとなる。（詳細は 62 頁参照）

事前打合せ日とあわせ出席日数に留意して本試験の受験資格を失うことのないよう心がけること。

③必ず実施した施設の証明書を受理し、終了後直ちに教務課へ提出すること。

「教育実習A」「教育実習B」について

中学校・高等学校の社会的意義を把握して、その教育課程の実際とその内容の程度、指導の重要性を体験的に確認することと、青年期を迎え、精神的・肉体的に最も変化に富み、顕著な発達を示す時期の生徒の実態に直接触れ、それぞれの実態に即応する指導のあり方を初歩的・基礎的に修得する。

実施学年：4年次前期もしくは後期

実習学校は、原則として出身の中学校又は高等学校とする。

中学校教員免許状を取得するには、4週間ないし3週間の教育実習を行う必要がある。
高等学校教員免許状を取得するには、2週間の教育実習を行う必要がある。
両方の免許状を取得するには、4週間ないし3週間の教育実習を行う必要がある。

①履修資格

・将来確実に教育職員になる希望があり、教育職員採用試験を必ず受験する者
・3年次までに開講された「専門科目」のうち必修科目についてすべて修得済みであること。
・3年次までに開講された「教職に関する科目」についてすべて修得済みであること。
・教育実習事前指導に怠りなく出席した者
・学力及び適性が教育実習生として適当であると学科・専攻において認めた者

②実習希望の申込・手続き

・実習が行われるのは4年次であるが、各実習受入校の受付は前年度に行われるため、3年次前期（4月頃）から申し込みを開始する。その頃には、改めて対象者へ説明・指示を行う。
・教育実習校、教育委員会への依頼については、各校、委員会が異なるため説明時の注意を十分理解し、指示に従うこと。

③実習期間の正規の授業について

・実習期間の授業については、欠席扱いとなる。事前打合せ日とあわせ出席日数に留意して本試験の受験資格を失うことのないよう心がけること。

④評価

・受入学校からの実習成績等を参考の上、評価を行う。